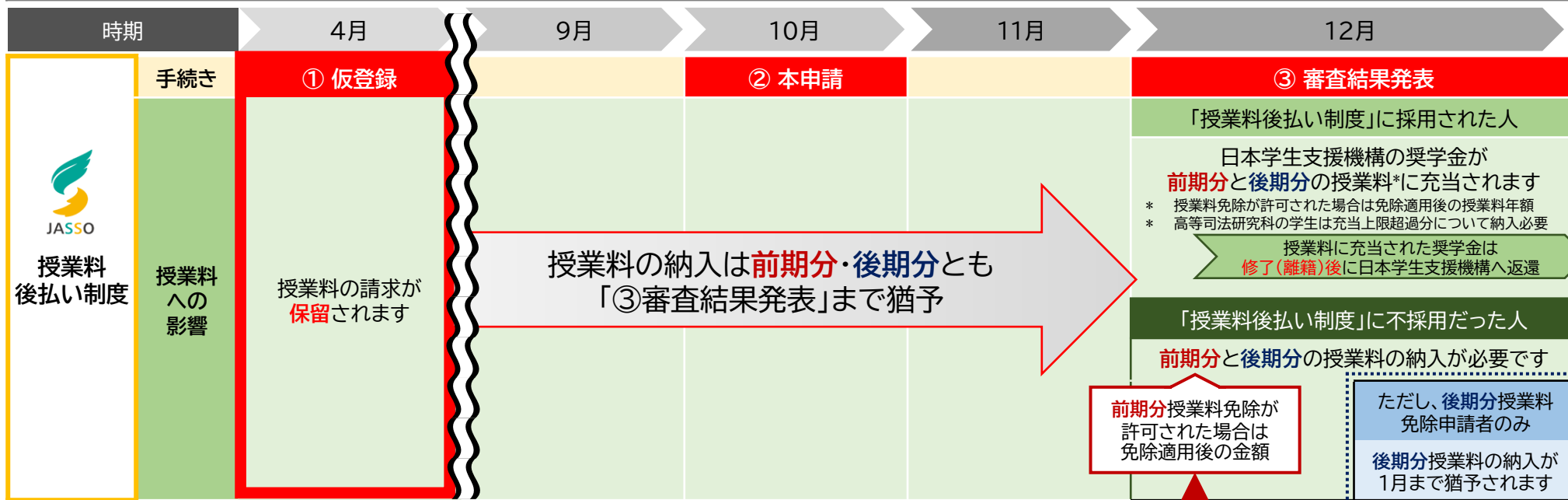


# 令和6年度 日本学生支援機構「授業料後払い制度」申請者の授業料納入の流れ

## 注意事項

- ◆ 令和6年度「授業料後払い制度」(以下、「後払い」という。)の申請を行った場合は、下図のとおり授業料の納入が猶予されます。  
なお、下図は令和6年3月14日現在の予定であり、手続き等の時期には変更が生じる可能性があります。
- ◆ 「後払い」とは別に「大阪大学授業料免除等制度」の申請を行い、授業料免除が認められた場合に「後払い」で支援される授業料の金額は以下のとおりです。  
【A:「後払い」で授業料に充当される貸与奨学金の金額】 = 【B:授業料免除適用前の授業料の金額】 - 【C:免除された授業料の金額】
- ◆ 高等司法研究科の学生は、授業料が「後払い」の支援上限金額を超えるため、「後払い」に採用された場合でも支援額を超過した分の授業料の納入が必要です。ただし、別途「大阪大学授業料免除等制度」に申請し、授業料免除(全額免除もしくは半額免除)が認められた場合は、この限りではありません。



(参考) 「授業料後払い制度」とは別に「大阪大学授業料免除等制度」の申請を行った人のみ

